

ごみの出し方に注意を

家庭から排出されるごみに
ついて、市民の皆さんから「指
定されたごみ袋に入れないで
置かれてる」、「ごみ袋か
らはみ出している」、「分別
されていないごみが置かれて
いる」といった、ごみ出しの
ルール・マナー違反に関する
相談が多く寄せられます。
ごみを出すときは、近所の

方の迷惑とならないよう、ご
み出しルールをしっかりと守
りましょう。

なお、ごみは必ず収集日の
朝8時までに集積所に出して
ください。収集後に出された
ごみは、収集できませんので、
ご協力をお願いします。

●地域づくり課環境対策班
☎0475(70)0386

動物は正しく飼いまじょう

・動物を飼う前に、周囲に迷
惑を掛けず、責任を持って最
後まで飼うことのできる環境
かどうか、よく考えましょう。

・飼う動物を選ぶときは、世
話の方法やかかりやすい病気、
その動物の習性に合った飼い
方ができるかどうかを確認し
ましょう。



・動物からうつる感染症を予
防するため、過剰な触れ合い
は控え、動物に触った後は必
ず手を洗いまじょう。

・動物には、迷子札やマイク
ロチップを付けるなどして、
災害時等に離れてしまっても、
飼い主が分かるようにしまし
ょう。犬については、首輪等
に登録鑑札と狂犬病予防注射
済票を付けることが狂犬病予
防法で義務付けられています。
・犬の放し飼いは禁止されて

リサイクル倉庫はルールを守ってご利用ください

市では、市内の4か所の施
設内(市役所・中部コミュニ
ティセンター・白里出張所・
農村ふれあいセンターやまべ
の郷)にリサイクル倉庫を設
置して、家庭から出た新聞や
ダンボール、雑がみ等を回収
し、リサイクルしています。が、
リサイクル倉庫で回収できな
いものを持ち込まれるケース

が相次いでいます。持ち込み
のルールやマナーを守って
いただくようご理解とご協力
をお願いします。

▼回収品目①新聞(チラシ
含む)、②雑誌、③ダンボ
ール、④衣類、⑤飲料用紙パ
ック、⑥コピー用紙(シュレッ
ターくず含む)、⑦雑がみ
※リサイクル倉庫に出すとき

2月は蛍光灯の収集月

蛍光灯は、散乱防止のため中身の見える袋に
入れるか、ひもで束ねて当日の朝8時までに集積
所に出してください(ガムテープは使わないでくだ
さい)。

また、指定日以外に出す場合は、市役所、中部
コミュニティセンター、白里出張所、農村ふれあ
いセンターやまべの郷の回収倉庫をご利用くだ
さい。

▶回収倉庫の利用日
・市役所、白里出張所=毎日(土)・(日)・祝日も開放
・中部コミュニティセンター、農村ふれあいセン
ターやまべの郷=(火)~(日)(祝日を除く)
▶利用時間=8時30分~17時
●地域づくり課環境対策班
☎0475(70)0386

野焼きをしてはいけません

「近所でごみを燃やして
いて、煙が目やのどが痛い」、
「洗濯物が干せない」、「小
さな子どもがいて、ぜんそく
が心配」などの苦情が寄せら
れています。

適切な焼却設備を用いず
にごみを燃やすことは法律で禁
止されています。

ドラム缶を用いて燃やした
り、地面に穴を掘って燃やし
たりすることも野焼きに当た



ります。
芝焼き、おたき上げ、軽微
なたき火、農林漁業等の運営
上やむを得ない場合など、例
外的に野焼きが認められる場
合であっても、発生する煙、
灰等が悪臭や大気汚染(PM
2.5など)の原因となるた
め、他人の迷惑にならないよ
うにしなければなりません。
野焼きを原因とした火災や
苦情が多く発生しています。
良好な生活環境を維持するた
めに、廃棄物は適切に処理し、
野焼きは行わないようにしま
しょう。

●地域づくり課環境対策班
☎0475(70)0386

・散歩の際の糞尿については、
飼い主が責任をもって持ち帰
りましょう。また、動物の毛
の手入れについても、注意を
払いまじょう。

・飼い犬が人をかんだときは
保健所へ届け出て、かんだ犬
が狂犬病の疑いが無いかどう
か獣医師の検診を受けさせる

は、ひもで束ねる、紙袋に
入れるなど散乱しないよう
にして出してください。

▼利用時間=8時30分~17時
(年末・年始を除く)
※中部コミュニティセンター
と農村ふれあいセンターや
まべの郷は、施設休館日は
利用できません。

※雑がみとは、お菓子の箱や
ティッシュの箱、トイレッ
トペーパーの芯、封筒、紙
袋などです。⑧のマークが
目印です。雑がみは見落と

ことが必要です。
・猫は屋内で飼いまじょう。
糞尿や鳴き声等による被害を
防止でき、また、感染症や交
通事故等の危険から猫を守る
ことができます。

・適正に飼うことができない
子犬・子猫を増やさないため
に、不妊去勢措置をしまじょう。
・やむを得ない事情によりど
うしても飼えなくなった場合
は、新しい飼い主を探しまし
ょう。

・愛護動物を虐待したり捨て
たりすると、最大で1年の懲
役または100万円の罰金が

しがちです。この機会
にマークを探してみてください。
さい。なお、雑がみに臭い
や汚れが付着しているもの
は、再生品に臭いや汚れが
付いてしまうため、リサイ
クルできませんので、通常
の可燃ごみとして処理して
ください。

化製品
③皿やグラスなどの食器
④発泡スチロールなどの梱包
材・緩衝材

●地域づくり課環境対策班
☎0475(70)0386

●地域づくり課環境対策班
☎0475(70)0386

こちらは消費生活センターです!

長期保管のカセットボンベ ガス漏れに注意!

〈事例〉

数年前に災害時の備蓄として、
購入しておいたカセットボンベを
コンロで使用したところ、火が出
た。すぐに消し止めたが、ボンベ
からシューと音が漏れていた。

〈ひとことアドバイス〉

・カセットボンベは、製造から長
期間経過したり、保管環境が悪
かったりすると、内部パッキン
の劣化などによってガス漏れする
可能性があり大変危険です。

・期限の目安は製造後約7年とされ
ています。製造年月日を確認し
てから使用しましょう。製造年月
日が分からないものや金属部分
に変形やさびが見られるものは
使用をやめましょう。

・先端のキャップを付けた状態
で、直射日光の当たらない40℃
以下の湿気の少ない場所で保管
しましょう。

・空になったカセットボンベは、自
治体のルールに従って廃棄しまし
ょう。古いボンベやガスが残って
いる状態で処分したい場合は、製
造事業者等へ問い合わせまじょう。

▶カセットボンベの処理に関する
問い合わせ先=(一社)日本ガス
石油機器工業会カセットボンベ
お客様センター

☎0120(14)9996
(平日10時~12時、13時~16時)
(参考:国民生活センター見守り
新鮮情報第380号)

◆市消費生活センター

▶相談日時=祝日を除く(月)・(火)・
(水)・(金)10時~12時、13時~16時
▶会場=中央公民館1階相談室
▶相談電話=☎0475(70)0344

●地域づくり課市民協働推進班
☎0475(70)0342

協働のまちづくり通信

◆令和3年度実施 住民協働事業の審査結果

住民協働事業は、住民団体等が市と協働して地域問題に取り組
む、公益性のある事業です。

令和3年度の住民協働事業には、3団体から提案があり、公開プ
レゼンテーションと住民協働事業審査会による審査を行った結果、
次の2団体の提案事業が採択されました(採択された事業の実施
は、令和3年度予算の成立後に確定となります)。

団体では、ともに活動する仲間を募集しています。興味のある方
は、問い合わせください。

◆団体名/事業名

・日本語教室委員会/日本語教室の運営
・特定非営利活動法人リンク/ひきこもり当事者及び家族支援Ⅲ
~その未来(さぎ)へ~

●地域づくり課市民協働推進班 ☎0475(70)0342